

長田区広報掲示板設置補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民相互のコミュニケーションの増進に寄与するとともに、市・区行政の広報活動に役立てるため、区内の住民で組織する団体（以下「自治組織」という。）が行う掲示板の設置、修繕に要する経費の全部又は一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自治組織」とは、区内の一定地域において、共通の地域目標をもって活動する自治会、婦人会婦人会等の団体をいう。ただし、政治、宗教、営利活動等、特定目的のために結成されている住民運動団体等を除く。

2 この要綱において「設置」とは、製作、購入、取り付けをいう。

3 この要綱において「修繕」とは掲示板の老朽化及び破損等により行う板面の取り替えを主とする工事をいう。

(補助要件)

第3条 区長は、次の各号に掲げる要件に適合する場合に、設置補助を行うことができる。

- (1) 自治組織が地域住民相互のコミュニケーションを増進し、各種行政情報を提供する等、自治組織自らが使用するために設置するものであること
- (2) 自治組織が掲示板の設置場所を確保すること
- (3) 自治組織が管理責任者を定めて、掲示板を良好に維持管理すること
- (4) 市及び区から掲示を依頼するポスター、ちらし等を優先的に掲示すること
- (5) 特定の政治活動、宗教活動、営利活動のためのポスター、ちらし等を掲示しないこと及び第三者にも掲示させないこと

(補助基準)

第4条 自治組織に対する広報掲示板の補助枚数は、原則として1自治組織あたり1枚とする。ただし、加入世帯40世帯以上、40世帯増すごとに各1枚を補助対象とする（世帯数を40で割り、端数が出た場合は切り上げ）。

2 補助の対象となる広報掲示板は、1自治組織あたり1年度につき3枚以内とする。

3 この要綱により補助金を受けた広報掲示板を建替え、修繕する場合は、過去5年間に当該補助を受けていないこととする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、広報掲示板1枚につきその設置、修繕に要する経費の3分の2に相当する額とし、予算の範囲内で定める。ただし上限30,000円とする。

(補助金交付の申請)

第6条 自治組織が補助金の交付を受けようとするときは、当該自治組織の代表者は、次に掲げる書類を予め区長に提出しなければならない。

- (1) 広報掲示板設置補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 広報掲示板設置場所図（様式第2号）
- (3) 設置費用見積書の写し、仕様書の写し

(補助金交付の決定)

第7条 区長は前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに補助の決定を行い、広報掲示板設置補助金交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を当該自治組織の代表者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 補助金交付の決定を受けた自治組織の代表者は、当該広報掲示板の設置完了、設置経費の支払い後、速やかに広報報掲示板設置報告書兼検査調書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 請求書の写し
- (2) 領収書の写しその他支払いを証する書類
- (3) 設置場所の写真

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の広報掲示板設置報告書兼検査調書に基づき、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに自治組織の代表者に補助金を交付するものとする。

(補助の取消し及び補助金の返還)

第10条 区長は、補助金の交付決定を受けた自治組織が次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 広報掲示板を特定の政治活動、宗教活動、営利活動等に利用させるなどの事実があるとき。
- (3) 広報掲示板を第三者に譲渡する等、掲示板としての目的を阻害したとき。
- (4) 補助金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。

(特例措置)

第11条 区長は、地域による特殊性等、特別な事情があると認めるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、特例措置を講じることができるものとする。

(施行細目)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この細目は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この細目は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。